様式第８号（第５条関係）

2023年　4月　19日

滋賀県議会議長　様

氏名　黄野瀬　明子　　印

2022年度政務活動費に係る収支報告について

滋賀県政務活動費の交付に関する条例第10条第１項（第３項）に基づき、別紙１および別紙２のとおり2022年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙１

2022年度政務活動費収支報告書

氏名　黄野瀬　明子

１　収　　入

政務活動費　1,800,007　円（利息　　７円含む）

２　支　　出

（単位：円）

経　　費	支 出 額	備　　考
調査研究費		
研　修　費		
広聴広報費	1,986,501円	
要請陳情等活動費		
会　議　費		
資料作成費	2,440円	
資料購入費		
事務所費		
事　務　費	18,540円	
人　件　費		
合　　計	2,007,481円	

３　残　　余

0　円

４　主な支出内容

別紙２のとおり

別紙２

経　　費	主 な 事 業 内 容	
1、広聴広報費	・７月県議会報告新聞　折り込み	125,246 円
	・７月県議会報告印刷	257,906 円
	・９月議会報告新聞　折り込み	120,301 円
	・９月議会報告印刷	243,128 円
	・11 月議会報告新聞　折り込み	123,200 円
	・11 月議会報告印刷	257,730 円
	・２月議会報告①新聞　折り込み	123,200 円
	・２月議会報告①印刷	306,350 円
	・２月議会報告②新聞　折り込み	123,200 円
	・２月議会報告②印刷	306,240 円
2、資料作成費	・県議会６月一般質問に要した掲示資料作成費	1,220 円
	・県議会９月一般質問に要した掲示資料作成費	1,000 円
	・県議会 11 月一般質問に要した掲示資料作成費	220 円
3、事務費	・タブレット利用料（４月 25 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（５月 25 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（６月 24 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（７月 25 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（８月 25 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（９月 22 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（10 月 25 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（11 月 25 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（12 月 23 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（１月 25 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（２月 24 日支払）	1,545 円
	・タブレット利用料（３月 24 日支払）	1,545 円

注１　「経費」欄には、滋賀県政務活動費の交付に関する条例別表第２の左欄の経費（「調査研究費」、「研修費」、「広聴広報費」、「要請陳情等活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務費」、「事務所費」または「人件費」）を記載すること。

２　「主な事業内容」の欄には、政務活動費の使途内容を具体的に記載すること。